

高額療養費制度の改正について

▶ 70～74歳(高齢受給者)の方へ

健康保険法に規定される「高額療養費制度」が、2018年8月より改正されました。1ヵ月あたりの医療費の自己負担限度額は、負担能力に応じた負担を求める観点から、2018年8月診療分より、現役並み所得者の外来・入院(世帯)、一般所得者の外来(個人ごと)の上限が引き上げられます。

高額療養費制度とは

医療費の家計負担が重くならないよう、医療機関や薬局の窓口で支払う医療費が同一月(1日から月末まで)で上限額(年齢や所得に応じて定められている)を超えた場合、その超えた額を支給する制度です。

➔ 改正内容(健康保険法)

所得区分が「現役並み」(3割負担)の方

標準報酬月額により3区分に細分化して、下記の限度額(赤字部分)が設定されます。また、外来(個人ごと)の限度額が廃止されます。

所得区分が「一般」(2割負担)の方

外来の限度額が引き上げられます。

現行(2018年7月診療分まで)			
区分		自己負担限度額(1か月あたり)	
		外来(個人ごと)	(世帯単位)
現役並み(3割負担)	標準報酬月額 28万円以上	57,600円	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% <44,400円>
	一般(2割負担) 26万円以下	14,000円	57,600円<44,400円>

改正(2018年8月診療分から)			
区分		自己負担限度額(1か月あたり)	
		外来(個人ごと)	(世帯単位)
現役並み(3割負担)	標準報酬月額 83万円以上	252,600円 + (医療費-842,000円) ×0.01<140,100円>	
	② 標準報酬月額 53～79万円	167,400円 + (医療費-558,000円) ×0.01<93,000円>	
	① 標準報酬月額 28～50万円	80,100円 + (医療費-267,000円) ×0.01<44,400円>	
一般(2割負担) 26万円以下		18,000円 (年間上限 14.4万円)	57,600円<44,400円>

特例退職保険の方はここに該当

※< >内の金額は、過去12ヵ月に3回以上高額療養費の給付を受けた場合の4回目以降の限度額となります(多数回該当)。

【限度額適用認定証の交付を受ける方】

70歳以上の方は高齢受給者証を提示することにより、窓口での支払いが自己負担限度額までになります。ただし、2018年8月診療分より適用区分が「現役並み①」および「現役並み②」に該当する方が、**窓口での支払いを自己負担限度額に抑えたい場合は「限度額適用認定証」の交付を受ける必要があります。**

高額療養費の支給を受けるには

- 事後払戻しを受ける
- 事前に手続きをして限度額適用認定証を利用する(窓口での支払いを限度額に抑える)の二通りの方法があります。

ご安心ください

**認定証の提示は
必須ではありません**

認定証を提示しなかった場合、一時的に窓口での支払い額は多くなりますが、オムロン健保の付加給付金制度により、後日給付金として自動的に還付されます。(最終自己負担額は同じになります。)